

給与規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人ちばのWA地域づくり基金（以下、「本法人」という。）就業規則第36条の規定にもとづき、職員の給与について定める。

2 前項以外の契約職員、パートタイム職員、アルバイト等など就業形態が特殊な者については、この規程は適用せず、その者に適用する規程もしくは個別の契約等の定めによる。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、月給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

(1) 基本給

(2) 手当

該当する職員には、次の手当を支給する。

①通勤手当

②超過勤務手当

③休日出勤手当

④特別事業手当

(基本給)

第3条 基本給は、別表に従い、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に理事長が決定する。

(初任給)

第4条 初任給は、学歴、職歴、年齢等を勘案し、理事長が決定する。

(給与改定)

第5条 給与改定の時期は4月1日とする。ただし、本法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、給与改定を実施しないことがある。

2 給与改定は、職員の勤務成績、本法人の業績等を勘案して各人ごとに、理事長が決定する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、月額2万円までの範囲において、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

2 前項に関し、利用する交通機関、通勤経路及び通勤に要する実費については、理事長の承認を要する。

- 3 通勤手当は、原則として6か月間ごとに通勤に要する実費を支給する。
- 4 職員が次の各号の一に該当することになった場合、職員は既に支給した通勤手当の残額(解約精算金)を返還するものとする。
- (1) 住所又は居所の変更その他の事由により通勤の経路又は手段を変更した場合
 - (2) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの全日数にわたり通勤しなかったときは、既支給通勤手当額の1か月分相当額を返還する
 - (3) 休職した場合
 - (4) 退職した場合

(超過勤務手当等)

第7条 時間外労働等に対する割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

- (1) 時間外労働 (時間外労働が1か月60時間以下の部分)
(基本給+特別事業手当) ÷ 1か月の平均所定労働時間数 × 時間外労働の時間数 × 1.25
- (2) 時間外労働 (時間外労働が1か月60時間を超える部分)
(基本給+特別事業手当) ÷ 1か月の平均所定労働時間数 × 時間外労働の時間数 × 1.50
- (3) 深夜労働 (午後10時より翌朝5時まで)
(基本給+特別事業手当) ÷ 1か月の平均所定労働時間数 × 深夜労働の時間数 × 0.25
- (4) 休日労働 (所定休日の場合)
(基本給+特別事業手当) ÷ 1か月の平均所定労働時間数 × 休日労働の時間数 × 1.25
- (5) 休日労働 (法定休日の場合)
(基本給+特別事業手当) ÷ 1か月の平均所定労働時間数 × 休日労働の時間数 × 1.35

(特別事業手当)

第8条 特別事業手当は、特に新規事業の事業開発・推進や補助事業や委託事業等を担当する職員に、月額10万円を上限に理事長が決定し、支給することができる。

(欠勤等の扱い)

第9条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を控除する。

- 2 前項の場合、控除すべき賃金の1時間あたりの金額の計算は以下のとおりとする。

$$\text{基本給} \div 1 \text{ か月平均所定労働時間数}$$

(給与の支給日)

第10条 給与の計算期間は毎月1日より末日までとし、支給日は翌月15日(支給日が休日にあたるときはその前日、以下順次繰り上げ)とする。

- 2 超過勤務手当等の計算期間は、毎月末日を締切日とし、翌月の給与支給日に支給する。

(給与の支給方法)

第11条 給与は、本人に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2 給与は、法令の定めによるほか、職員代表との書面による協定により控除すべき金額を控除して支給する。

(賞与)

第12条 賞与は、支給しない。

(退職金)

第13条 退職金は、支給しない。

(雑則)

第14条 この規程の実施に関し、必要な事項については、理事長が定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則 この規程は、2019年12月15日から施行する。(2019年12月14日理事会決議)

附則 2020年5月21日改定(2020年5月21日理事会決議)

附則 この規程は、2025年4月1日から施行する。(2025年3月7日理事会決議)

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

(別表) 基本給月額表

(単位：円)

号	基本給	号	基本給	号	基本給	号	基本給	号	基本給
1	140,000	21	180,000	41	220,000	61	260,000	81	300,000
2	142,000	22	182,000	42	222,000	62	262,000	82	302,000
3	144,000	23	184,000	43	224,000	63	264,000	83	304,000
4	146,000	24	186,000	44	226,000	64	266,000	84	306,000
5	148,000	25	188,000	45	228,000	65	268,000	85	308,000
6	150,000	26	190,000	46	230,000	66	270,000	86	310,000
7	152,000	27	192,000	47	232,000	67	272,000	87	312,000
8	154,000	28	194,000	48	234,000	68	274,000	88	314,000
9	156,000	29	196,000	49	236,000	69	276,000	89	316,000
10	158,000	30	198,000	50	238,000	70	278,000	90	318,000
11	160,000	31	200,000	51	240,000	71	280,000	91	320,000
12	162,000	32	202,000	52	242,000	72	282,000	92	322,000
13	164,000	33	204,000	53	244,000	73	284,000	93	324,000
14	166,000	34	206,000	54	246,000	74	286,000	94	326,000
15	168,000	35	208,000	55	248,000	75	288,000	95	328,000
16	170,000	36	210,000	56	250,000	76	290,000	96	330,000
17	172,000	37	212,000	57	252,000	77	292,000	97	332,000
18	174,000	37	214,000	58	254,000	78	294,000	98	334,000
19	176,000	39	216,000	59	256,000	79	296,000	99	336,000
20	178,000	40	218,000	60	258,000	80	298,000	100	338,000